

仙台塩釜港 港湾計画（改訂）概要

1. 仙台塩釜港への要請

仙台塩釜港は、仙台湾の中央に位置しており、仙台港区と塩釜港区からなる。塩釜港区は昭和9年に、仙台港区は昭和46年にそれぞれ開港指定を受け、以来、東北地方における広域物流拠点として重要な役割を果たしており、平成13年に東北地方で初めて特定重要港湾に指定された。

本港は、北米への最短の海上ルートをもつ地理的特性を活かした、米国との海上貿易の進展や中国をはじめとする東アジア地域の急速な発展に伴い、今後、これら地域とのさらなる交易の活発化が期待されている。このため、東北縦貫自動車道や三陸縦貫自動車道などの高速交通ネットワークなど、背後の交通アクセス機能の充実と併せて、増大する外貿コンテナ貨物取扱機能の一層の強化が求められている。

また、本港背後に立地する企業の産業競争力を支えるため、輸送コスト低減に向けたバルク船の大型化に対応する機能強化が必要であり、加えて、増大するユニット貨物とバルク貨物との混在解消を図る観点から既存埠頭の再編・集約化が求められている。

さらに、本港の背後圏では、近年、自動車関連産業を中心に新たな企業立地が相次いで決定するなど、産業集積が活発化しており、内貿貨物においては、自動車運搬船やRORO船等により輸送される完成自動車等のユニット貨物の増大と船舶の大型化が進展している。これにより、背後用地の狭隘化や係留施設延長の不足等が顕在化しており、内貿貨物の取扱機能の強化が求められている。

近年、環境に対する市民の意識の高まる中で、貴重な自然環境との共生を図るとともに、景観への配慮、海辺の魅力を活かした憩いの空間の創出、さらには、古くからの「みなとまち塩釜」の再生に向けた賑わい拠点の形成が求められている。

また、秩序ある海洋レジャーの推進と港湾の安全性の向上のため、港湾内に放置係留されているプレジャーボート等の適正な収容が求められている。

さらには、背後圏に政令指定都市仙台市をはじめとする仙台都市圏を抱える本港では、近い将来、高い確率で発生が予想されている宮城県沖地震に備えて、離島を含めた住民の暮らしの安全・安心を確保するため、早期に大規模地震対策を充実・強化することが必要である。

2. 計画の基本方針

東北経済の国際化の進展に伴い、自立的な圏域形成への貢献を目指して、「東北地方を世界に導くゲートウェイ港湾」を実現するため、平成30年代前半を目標年次として、以下の方針の下、港湾計画を改訂する。

【物流】外・内貿物流機能の強化と港湾機能の再編・集約化

- (仙台港区)
 - ・ 外内貿コンテナ機能の強化
 - ・ 完成自動車等のRORO貨物取扱機能の強化
 - ・ バルク貨物取扱機能の強化
- (塩釜港区)
 - ・ 既存埠頭の再編・集約化による港湾サービスの向上

【交流】観光拠点機能の強化と臨海地域の活力再生

- (塩釜港区)
 - ・ 観光船や離島生活航路の機能強化

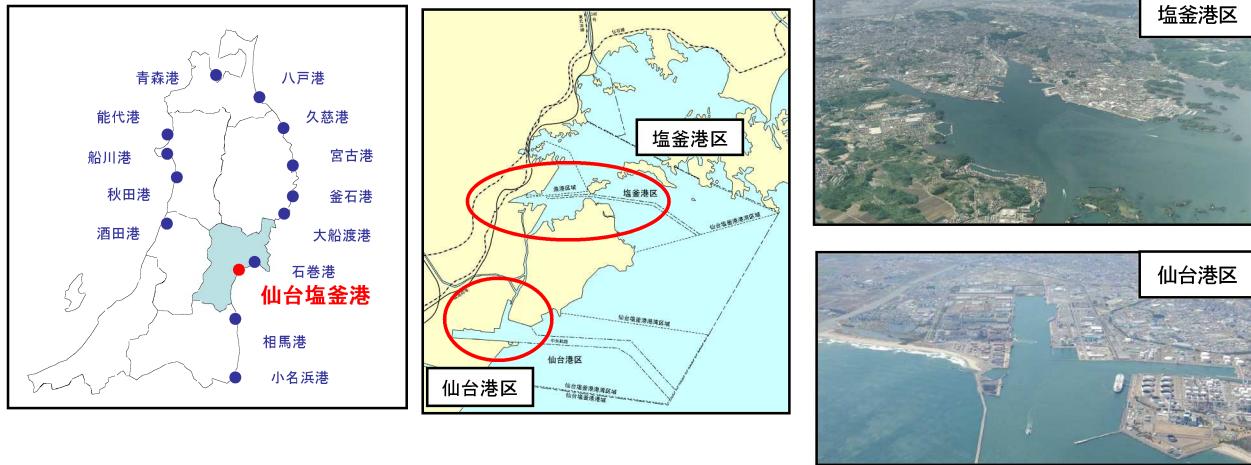
【環境】アメニティ空間の確保と自然環境との共生

- (仙台港区・塩釜港区)
 - ・ 地域住民が海に親しむことのできる開放的な親水空間の創出
- (仙台港区)
 - ・ 浚渫土砂を適正に処分する海面処分場の確保
 - ・ 自然環境と共生する港づくり

【安全】安全・安心な港湾機能の充実

- (仙台港区・塩釜港区)
 - ・ 災害時における物資の緊急輸送や住民の安全な避難のため、大規模地震対策の強化
- (塩釜港区)
 - ・ 港湾の安全性の向上のため、放置艇を適切に収容

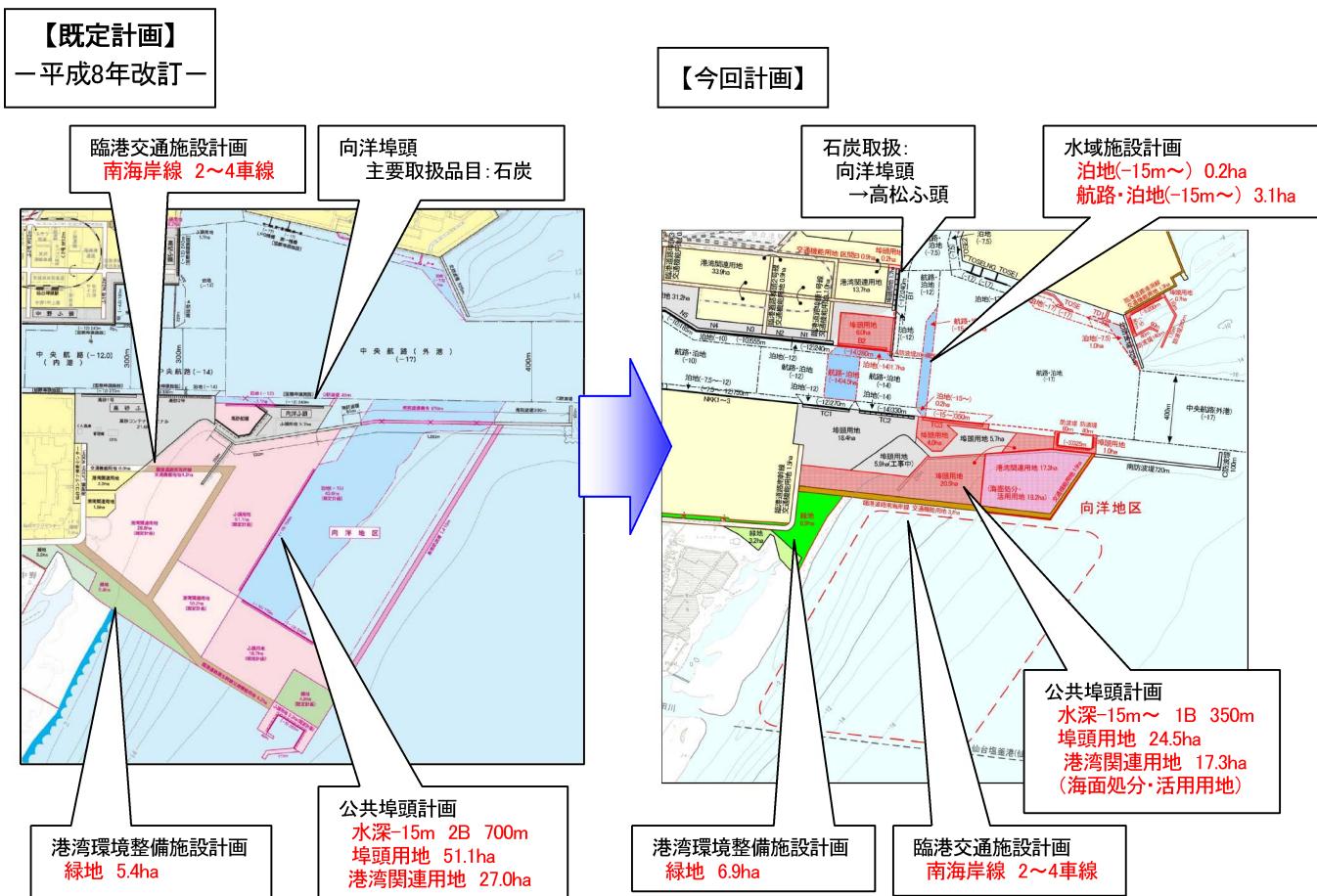
3. 仙台塩釜港の位置



4. 主な計画内容

【①仙台港区：向洋地区】

- ・石炭の取扱いを高松埠頭に移し、向洋地区はコンテナの取扱いに特化
コンテナ船の大型化に対応するため大水深コンテナ岸壁を計画
コンテナの取扱量の増加に対応するためターミナル用地の拡張を計画
- ・蒲生干潟等の自然環境と共生できる埋立を計画
- ・蒲生干潟に配慮するとともに、親水空間を確保するため、コンテナターミナルと蒲生干潟の間に緑地を計画



【②仙台港区：中野地区】

- ・増加する完成自動車やRORO貨物に対応するため、埠頭用地の拡張を計画
- ・船舶の大型化に対応するため、岸壁の増深を計画（雷神埠頭）
- ・バルク貨物の集約と船舶の大型化に対応するため、高松船だまりを埋立て、穀物、製材等を取り扱う多目的ターミナルを計画（高松埠頭）
- ・大規模地震発生時の緊急物資の受け入れ等に円滑に対応するため、耐震強化岸壁を計画（雷神埠頭）

【既定計画】



雷神埠頭



高松船だまり



高松船だまり

【今回計画】

土地利用計画の変更
埠頭用地 16.4ha

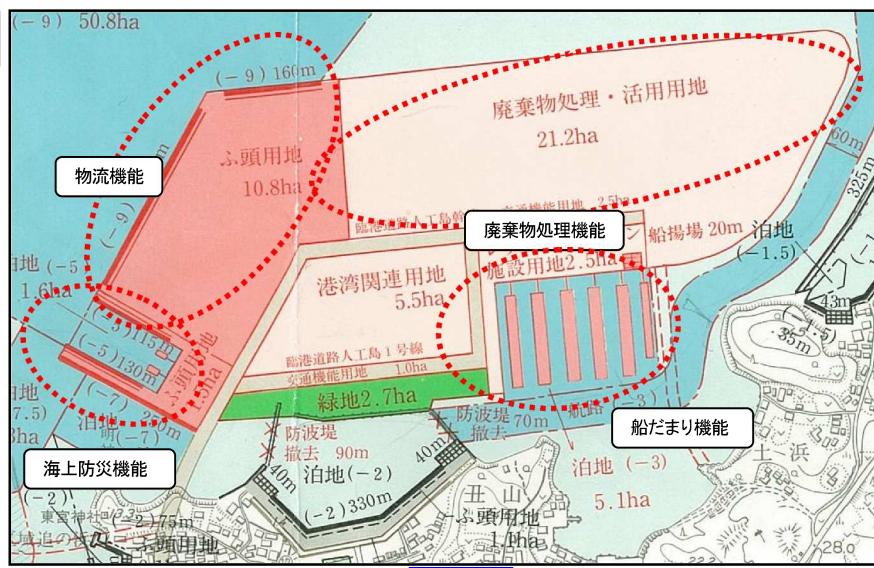
公共埠頭計画
水深-14m 280m
埠頭用地 6.0ha



【③塩釜港区】

- 既定計画の人工島計画を削除
- 物流機能は、施設の老朽化対策と既存ストックの有効活用を図りつつ貞山地区に集約
- 海上防災基地（海上保安庁船等の係留）は、港貞山地区に集約
- 放置艇を解消するため、新たに小型船だまりを計画（東宮地区）
- 離島航路等のための公共埠頭を計画（港地区）
- 港奥部において親水空間を確保するため、既定計画の交流拠点用地（埋立計画）を削除（港地区）
- 大規模地震発生時の緊急物資の受け入れ等に円滑に対応するため、耐震強化岸壁を計画（貞山地区、港地区）

【既定計画】



【今回計画】

